#### ■令和5年2月1日~令和5年2月28日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

#### 〈取引・契約関係:3件〉

日付	約関係∶3件〉 ┃     件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月3日		兵庫県弁護士会 会長 中上 幹雄	1. 不招請勧誘規制の強化 訪問販売におけるDo-Not-Knock制度、電話勧誘販売におけるDo-Not-Call制度を速やかに導入すること。 2. SNS等のインターネットを利用した通信販売の規制強化 SNS等のインターネットによるターゲティング広告を利用した通信販売について、適切な行政規制を設けるとともに、消費者に対し電話勧誘販売に準じた不実告知取消権やクーリング・オフ権を認め、また、これにより成立した契約が健康食品、化粧品、石鹸等の消費者の身体に対して直接摂取、塗布等される商品の継続的購入契約である場合には、消費者に対し中途解約権並びに解約時の損害賠償の額の支払上限を認めること。 3. 連鎖販売取引の規制強化
2月15日	特定商取引に関する法律の平成28 年改正における5年後見直し規定に 基づく同法の抜本的改正を求める意 見書	岡山弁護士会会長 近藤 剛	連鎖販売取引について、国による開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。特定商取引に関する法律の平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。 1 訪問販売・電話勧誘販売について (1) 担否者に対する訪問勧誘の規制(「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を貼っておくなどの方法であらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項による「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文上明らかにすること。) (2) 担否者に対する電話勧誘販売の規制(特定商取引法第17条の規律に関し、事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。) (3) 勧誘代行業者に対しても、特定商取引法との行為規制が及ぶことを条文上明らかいすること。 (4) 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとすること。 (4) 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとすること。 (2) インターネットを通じた通信販売による継続的契約についての行政規制、クーリング・オフ及び取消権を設けること。 (2) インターネットを通じた通信販売による継続的契約について、消費者に中途解約権を認めること及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。 (3) 解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備義務。 (4) インターネットな告画面等に関する規制の強化(契約内容の有利条件や商品等の品質・効能の優良性を殊更に強調する一方、有利性や優良性を展定する打消し表示が容易に認識できない表示をすることを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。広告表示における影明性の確保を法令等で明確化すること。) (5) 通信販売業者が不当なインターネット広告の表示を中止た場合であっても、行政処分が可能であることを明示すること。 (6) 通信販売業者が不当なインターネット広告の表示を中止た場合、消費者が申込みの過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存する義務及び消費者に保存内容を提供する義務を負うものとすること。 (7) 連絡先が不明な通信販売業者及び当該業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権(詐欺等加担者情報開示請求権。) (8) 適格消費者団体の差上請求権について、前記(1) から(4) までの行政規制等に違反する行政方数に追加すること。 3 連鎖販売取引に関係を設ける主意を発むければ連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を導入すること。 (2) 後出と型連鎖販売取引の事語審査を経なければ連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を導入すること。 (3) 不適合者(①22歳以下の名、②先行する契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者に対する紹介利益提供契約の禁止。 (4) 連鎖販売取引における業務・財務等の情報提供義務の新設。 (5) 連鎖販売取引における業務・財務等の情報提供義務の新設。
2月20日	特定商取引法の見直し規定に基づく改正を求める意見書	群馬弁護士会 会長 吉野 晶	平成28年改正特定商取引に関する法律は、附則に5年経過後の見直し規定があるところ、現在の消費者トラブルの傾向に鑑み、次の改正をすべきである。 1 訪問販売について 訪問販売に関する特定商取引法3条の2第2項に関し、「訪問販売お断り」といった張り紙等によりあらかじめ拒絶の意思を表明した場合は、特定商取引法3条の2第2項に該当する旨を条文上明らかにするべきである。 2 電話勧誘販売について Do-Not-Call制度を導入し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できるようにすべきである。 3 通信販売について (1)通信販売(特にインターネット通信販売)においても、クーリング・オフや不実告知等による取消権を創設すべきである。 (2)通信販売における継続的契約に関しても、中途解約権や損害賠償額の上限規制を定めるべきである。

## 〈地方消費者行政:1件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月15日	地方消費有行政の允美・強化のため	地方消費者行政プロジェクト	今年度、当会「地方消費者行政プロジェクト」で実施した都道府県調査では、消費者被害の未然防止が重要との考えから、消費者安全確保地域協議会と見守りネットワークをテーマとし、また、国民生活センターで検討されている消費生活相談のDX化についての調査も行った。これらを踏まえ、以下を提言する。 1. 消費者安全確保地域協議会の設置の促進とともに、協議会や見守りネットワークが、本来の目的である消費者被害の防止のための実効性ある取組になるよう、国は各地域の実態を把握し、具体的な運用を示した上で、取組を推進していただきたい 2. 消費生活協力員や消費生活協力団体の位置づけの周知、地域内の見守り活動の担い手確保と活用を強化していただきたい 3. 地域の消費者団体に対しての把握のための実態調査と支援を講じていただきたい。そして、消費者団体支援策の紹介と財政支援措置を講じていただきたい 4. 消費生活相談員の人材確保と処遇改善に具体的な対策を講じていただきたい 5. 消費生活相談のDX化については、消費生活相談現場の状況を把握し、自治体との丁寧な情報共有と意見交換を行いながら方針策定するよう進めていただきたい 6. 若者への消費者教育の充実を図り、消費者被害の防止に向けた取組を積極的に進めていただきたい 7. 地方消費者行政強化交付金について、十分な予算確保をするとともに、事業メニューは自治体のニーズを把握し、活用しやすいものにしていただきたい

# 〈料金・物価関係:3件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月3日	【参考送付】送配電株式会社の情報 漏洩問題に対し、厳正なる対応を求 めます	連絡会 事務局長 浦郷 由季	関西電力、東北電力、九州電力、四国電力、中国電力、中国電力の各送配電会社の持つ顧客情報が漏洩し、グループの小売会社が不正閲覧していた事例が明らかになった。 1. 今回の事案について、上記電力会社、および送配電会社の双方に対して、厳正なる対処を求める。また、再発防止策の策定と、グループ会社内における行動の監視の強化などの措置を求める。 2. 一連の問題は、送配電会社の法的分離では、電力自由化の下での公正な取引が期待できないことを示している。送配電会社の資本を切り離す所有権分離への移行について検討すべきと考える。
2月3日	【参考送付】〇〇電力株式会社の電 気料金値上げ認可申請に係る「国民 の声」(〇〇:東北、北陸、中国、四 国、沖縄)	一般社団法人全国消費者団体 連絡会 事務局長 浦郷 由季	規制なき独占を防ぎ、適正な競争関係が確保されるまで続けられる規制料金(経過措置料金)については、透明性を持ち消費者が納得できる形での審査を求める。 1. 値上げ申請をそのまま認めるのではなく、精緻で納得感のある査定を進め、値上げ幅をできるだけ圧縮することを求める。 2. 値上げの実施に際しては、必要な配慮を求める。特に低所得者及び生活困窮者へは十分に配慮するよう求める。 3. 基本料金の値上げの理由について明確な説明を求める。 4. 今回の値上げ後に、燃料費が下がった場合に、電力量料金を下げる仕組みについての説明を求める。 5. 燃料費高騰の影響をできるだけ抑えるため、これまでの再生可能エネルギーへの取り組み総括と今後の導入・普及拡大を求める。 6. 原子力バックエンド費用(核のごみ処理)はじめ、原子力発電にかかわる費用が大きく増加している理由と今後の見通しの説明を求める。今後も増加傾向が続く見通しであるならば、原子力発電にコストをかけて使い続けることを見直すべきである。 7. 電気料金の値上げに際し、需要家への事前周知を徹底するとともに、わかりやすく伝えるよう求める。需要家が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけではなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に需要家へ情報が届く方法での周知の実施を求める。電気料金を通して徴収する託送料金の変更がある場合も、そのそれぞれの料金変更の内容や電気料金への影響(値上げ、値下げ)など、わかりやすく伝えるよう求める。※意見の提出先は、3. は東北電力あて、6. は沖縄電力を除く4社あて、その他は全5社あて。
2月17日	【参考送付】北海道電力あて「北海道電力の料金値上げ申請に対する意見表明」	一般社団法人北海道消費者協 会 会長 長島 博子	1. 経営努力について 値上げ申請を審査する電力・ガス取引監視等委員会に対しては申請をそのまま認めるのではなく、できるだけ圧縮することを求め、精緻で納得感のある査定をお願いする予定である。 2. 値上げ幅について 値上げ幅の設定に関しては、実勢を踏まえた厳格な検討を求める。政府が電気料金高騰抑制のために予算化した7円/kwhの適用については消費者に分かる形での明確な運用を求める。道民の暮らしに与える影響は極めて大きく、中でも低所得者、生活困窮者への十分な配慮を求める。 3. 再生可能エネルギー等への取組について 北電の再エネ等への取組を丁寧に説明いただきたい。さらに、今後の再エネ等の普及加速への展望も説明いただきたい。 4. 原子力発電について 原発関連費用の今後の推移について説明いただきたい。 5. 消費者への対応について 自由料金契約を含め、料金値上げに対する一層の丁寧な説明が求められるところ、ホームページや検針票の照会ページなど消費者が目的をもって 調べなければ情報が入手できない形だけでなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に契約者に情報が届く方法での周知を求める。託送料金や、請求書のペーパレス化などについても分かりやすい説明を求める。 ※北海道内の消費者団体65団体連名

## <その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月2日	【参考送付】東京都とファイザー社の 連携協定に反対する意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	令和4年12月に締結された、東京都とファイザー株式会社(日本法人)との福祉・保健医療分野における連携協定に反対する。東京都は速やかに連携協定を解消すべきである。 ・ファイザー社は各種医薬品を製造販売している企業であり、福祉・保健医療分野の政策如何によって医薬品の販売量が左右される立場にある。著しい利益相反があり、ワクチンや治療薬を過大評価した偏った政策が採用されかねない。 ・また、東京都の業務には、製薬企業を監視・指導することも含まれているところ(薬機法1条の3)、その対象となる特定の企業との連携協定は、東京都の福祉・保健医療行政の中立性及び公正性を著しく損なうものであり、明らかに不適切である。
2月3日	【参考送付】軍事増強に反対、食の安全確保に向け農業振興支援の強化を		現在世界は人口増加や長引くコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻、気候変動等のため、深刻な食糧危機に見舞われている。しかも日本は円安や中国の輸入増などから、食料輸入の面でもいわゆる「買い負け」状態にあり、海外の食料に頼ることの危うさを露呈している。しかし、日本の食料自給率は依然として最低水準にある。一方、農家は高齢化や担い手不足、低い農畜産物価格、肥料や飼料、生産資材の高騰で経営危機に直面しており、農業・農村集落は崩壊寸前である。そうした中で政府は軍事費を増強させようとしている。今最も大切なことは、人々が安心して働き、十分に食べられる施策を講じることであり、食の安全は、基本的な食料が充分に確保されなければ保障されない。こうしたことから、政府に対し、以下のことを要望する。 1. 軍事の増強を撤回し、その予算を食料自給率・自給力を向上させるための農業振興支援に使うこと。 2. 農業振興政策は、規模拡大、効率化、化学や技術化を重視するのではなく、小規模・家族農業も含めた支援を進めること。3. 若者などの貧困・格差の解消に向けて、非正規雇用を抑制するとともに、希望に応じて就農支援を行うなど、農業の担い手対策も行うこと。4. 農村集落の維持・振興のための施策・支援を行うこと。
2月3日	【参考送付】原子力政策にかかわる「GX実現に向けた基本方針」(案)、「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」ほかあわせて4件のパブコメに対して意見を提出しました		令和4年8月のGX実行会議で次世代革新炉の新設についての検討が指示されたことを受け、「GX実現に向けた基本方針」、「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」が示され、これらの方針に沿って検討された、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)」、「『原子力利用に関する基本的考え方』改定」に関して意見募集が実施されたところ、それぞれについて以下のとおり意見を述べる。 1)「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」に対する意見 既設原発の運転期間延長と次世代革新炉の新設については、今回は行動指針を示さず1年程度の時間をかけ、国民参加の議論の上、結論を出すことを求める。 2)「GX実現に向けた基本方針」に対する意見 ・既設原発の運転期間延長と次世代革新炉の新設・リプレースについては1年程度の時間をかけ、国民参加で十分に議論した上、結論を出すことを求める。 ・安全性への懸念や放射性廃棄物の最終処分等の問題について解決の見通しを立てることこそ先決で、既存原発の運転期間延長、次世代革新炉の新設・リプレースは実施すべきではない。 ・気候危機回避には2030年までの温室効果ガス削減が重要であり、再生可能エネルギーの主力電源化の取り組みを加速させ、その電源構成を50%まで高めることを求める。 3)「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)」に対する科学的・技術的意見福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて原子力規制法に盛り込まれた、既存原発の運転期間の定めを原則40年とする規定を変更するべきではない。 4)「『原子力利用に関する基本的考え方』改定」に向けた意見これまでの原子力政策を大きく方向転換することとなる、既設原発の運転期間延長と次世代革新炉の導入については1年程度の時間をかけ、国民参加の議論の上、結論を出すことを求める。